

## 1 暮らしの安全・安心の確保

### (1) 土地利用計画

#### 【目指す姿・目標】

土地は限られた資源であり、様々な活動の共通の基盤です。そのため、その利用に際しては、自然環境の保全を図り、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的、計画的且つ効率的に行わなければなりません。

本町においても、土地利用に際しては、その恵まれた自然環境を保全しつつ、地理的条件と地域の特性を生かした土地利用に十分配慮する必要がある、土地利用の目的に応じた調整を行い、有効利用を図ることが重要です。

#### 【現況と問題点】

本町は、熊本県南部葦北郡の南端に位置する、東経130°44'、北緯32°23'にあり、東北は芦北町、南は水俣市に接しています。東南北の三方を標高260m～520mの山に囲まれ、西は不知火海に面した急傾斜帯で、平坦部面積は僅かに2～3%に過ぎず、総面積34.08km<sup>2</sup>の約64%は山林です。

#### ①農用地

町内の海岸地域全域と中山間地の一部の傾斜地は樹園地をなし、水田は中山間の津奈木川、千代川、小津奈木川、海岸線では平国川、福浦川流域に広がっています。普通畑についてはわずかに点在するのみです。主作は米、甘夏、デコポン、サラダたまねぎ、露地野菜など多種にわたり、それぞれの気候や地域に合った作物の振興が図られています。

#### ②森林

町の約64%（2,181ha）が森林であり、そのうち天然林等が524ha、スギ・ヒノキ等の人工林は1,657haで人工林率76%と高くなっています。今後これらの森林を保育や間伐等により生産性のある森林として整備し、森林の有する多面的な機能を高度に発揮していくことが重要課題となっています。

#### ③ため池・河川・水路

ため池は、大部分が荒廃していますが、利用中のため池および九州新幹線開通に伴う恒久対策事業や中山間地域総合整備事業で整備された箇所については、適切な維持管理が必要です。河川については、町の中央を流れる二級河川（津奈木川）の一部区間について氾濫対策として護岸嵩上などによる改修の整備が必要です。水路については、異常出水などによる浸水対策として排水路の改修などを実施する必要があります。

#### ④道路

幹線道路である国道3号、広域農道、広域林道は整備が行われ、また、県道水俣田浦線や深川津奈木線の片側1車線化の改良が行われています。特に南九州西回り自動車道（芦北出水間）の早期全線開通が待たれており、これらの幹線道路とのアクセス道路の整備と併せて、主に小・中学生の通学路となっている生活道路の整備推進が必要です。また、老朽化した舗装および橋やトンネルの長寿命化対策の実施も必要です。

#### ⑤宅地

中山間地帯の集落は河川や水田周辺及び山裾野に集まり、海岸地帯では県道や主要町道沿いに集落が構成されていましたが、現在は居住環境の良い土地へ広がっています。また、役場庁舎を中心に住宅地が干拓地周辺に増加しており、住民のニーズに対応した住宅地の整備を図る必要があります。



商業地は、現在国道3号沿いの浜崎・小津奈木地区を中心として形成されています。近年のモータリゼーションの進展や交通基盤の発展による購買圏の拡大や大型店舗の進出等により、町民の購買行動は大きく変化しています。その結果、地元商店経営に大きな打撃を与えており、今後はさらなる地元密着型のサービスの向上や商店経営の近代化等を進め、時代に即した商業地の形成が必要です。

本町の工業団地（津奈木・倉谷）には、現在、複数の企業が操業しており、町内における重要な雇用の場としての役割を担っています。しかし、経済の低迷等により縮小傾向にあるため、今後は光ブロードバンドを活用したIT起業サテライトオフィスの誘致など新たな対策が必要です。

#### ⑥その他

本町には総合グラウンド、体育館、児童公園、プールを中心とした総合運動公園があり、児童等を中心としたクラブ活動や、町民の体力づくり・コミュニケーション等に広く利用されています。今後は、更なる施設の安全安心な利用促進のための維持管理や、老朽化等に伴う施設の計画的な改修が必要です。

また、本町には県立自然公園の指定を受けた美しいリアス式海岸や重盤岩、舞鶴城公園などの観光資源があります。今後は、これらの資源を活かした観光開発にも力を入れ、地域経済の活性化につなげていく必要があります。

### 【計画の具体的目標と内容】

#### ①農用地

農業従事者の高齢化が進むなか、中山間地域や平地において耕作放棄地が増加傾向にあり、担い手の確保が急務となっています。そのため、農業生産基盤の基礎となる優良農地等の確保と適切な保全を推進するとともに、高品質・高生産性の作物の導入や営農条件の改善を行い、担い手の育成・確保を図ります。

#### ②森林

森林の持つ公益的機能（治山・治水等）と農業との調整を図りながら、林業生産基盤の整備・拡充を推進し、林道・作業道整備及び流域森林総合整備事業等に取り組み、生産から流通に至る一貫した供給体制の確立を図ります。

#### ③ため池・河川・水路

ため池については、農業用水の確保等の観点から、ため池の保全整備に努めます。河川については、災害防止策の強化を図りながら環境配慮型工法を推進します。水路は農用地の基盤整備や道路整備に合わせ整備を図ります。

#### ④道路

道路については、住民生活や産業の発展の基盤として、社会的・産業的ニーズを踏まえた道路の整備と保全に努めます。また、南九州西回り自動車道の早期全線開通や県道改良を推進し、老朽化した舗装および橋梁やトンネルの長寿命化に努めるとともに交通機能の利便性と交通の安全性を高めます。

#### ⑤宅地

高速交通網の整備に伴い、宅地需要の増加が見込まれるため、住民のニーズに対応した住みよい生活環境づくりを推進し、過疎化に歯止めをかけるための各種施策に取り組みます。さらに、工業用地については、産業の振興と雇用の場の確保を図るため、自然環境あるいは生活環境に配慮し地域に適した公害の少ない企業の誘致を計画的に行います。



## (2) 水利用計画

### 【目指す姿・目標】

町の水道事業は、将来、給水人口の減少に伴い料金収入が減少し、老朽施設の更新に係る費用は増加する中で、水道の最大の目標である「清浄・豊富・低廉な水を安定的に供給する」という使命を達成するため、津奈木町地域水道ビジョンを柱に、事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で目指すべき目標に向け、取り組みを進め健全な経営を行っていく必要があります。

工業用水については、給水量に応じて生活用水との調整を十分検討し、誘致する工場の種類、規模等との関連にたって計画していきます。

### 【現況と問題点】

給水人口の減少及び水道利用者のライフスタイルの変化や節水意識の向上、節水型の電化製品の普及により水の需要は減少し、その一方で、老朽施設の更新、災害に対する施設の耐震化等による維持管理コストの増加が懸念されます。このような状況を踏まえて、経営基盤を強化し、料金の適正化及び財源の確保、計画的な施設更新及び経営コストの削減等を行い、健全な運営を行っていく必要があります。また、施設基準や水質基準の見直し等の事務事業の効率化により、利用者のサービス向上を目指します。

### 【計画の具体的目標と内容】

#### ①経営基盤の強化と計画的な事業の推進

- ・事務事業の効率化、コスト縮減などにより、積極的な経営改善
- ・事業の効果と財政状況を踏まえて中長期的な視点から、効果的な整備計画や財政計画の策定
- ・配水管網や施設の整備を計画的に行い、施設の能力確保と高水準化
- ・事業の効率化や維持管理水準の向上を図るために、各種情報の共有化と管理体制の統一化
- ・事業の効率化や施工方法の見直し等によるコスト削減
- ・災害に備えた計画的な施設の耐震化
- ・業務標準化及びマニュアル化による事務の効率化

#### ②安全・安心な給水の確保

- ・水質検査計画に基づいた適正な検査
- ・井戸の清掃や取水ポンプの更新など取水能力の維持に努め、地下水の確保と保全

#### ③安定した給水の確保と災害・非常時対策

- ・施設や設備の老朽化や機能劣化の状況に応じ適切な管理を行い、安定的な給水を図る
- ・地震等の災害時に早期回復を図られ、給水拠点の確保に対応できる施設の耐震化
- ・非常時の対応がスムーズに行えるように、災害対策マニュアル等の整備

#### ④水道サービスの充実

- ・多様化した住民ニーズを把握し、快速に対応することにより顧客満足度の向上を図る
- ・水道事業の透明性向上と説明責任を果たすために積極的な情報開示

### 【基本計画実施事業】

- ①簡易水道老朽管布設替事業
- ②配水池清掃事業
- ③量水器交換事業
- ④水道施設修理業務

## 水利用計画指標

(人口は、令和5年3月末現在)

区		分		基準年次A (令和5年度)	基準年次B (令和11年度)	伸長率 B/A
津 奈 木 町 全 体	総人口	A	人	4,292	3,764	87.7
	給水人口	B	人	4,188	3,675	87.8
	普及率	B/A	%	97.58%	97.64%	100.1
	公 営 計		人	3,041	2,657	87.4
	民 営 計		人	1,147	1,018	88.8
	簡 易 水 道 計		人	3,968	3,482	87.8
	専 用 水 道 計		人	88	78	88.6
	飲料水供給施設計		人	132	115	87.1
簡 易 水 道	津 奈 木	公 営	人	3,041	2,657	87.4
	竹 中	民 営	人	134	120	89.6
	大 泊		人	153	137	89.5
	上 下 門		人	197	176	89.3
	中尾日当		人	147	131	89.1
	中尾日添		人	75	67	89.3
	古 中 尾		人	130	115	88.5
	日 野		人	91	79	86.8
水 専 道 用	川 内		民 営	人	88	78
飲 料 水 供 給 施 設	仮 泊	民 営	人	83	72	86.7
	倉 谷		人	49	43	87.8

### (3) 防災計画

#### 【目指す姿・目標】

本町は、地理的・気象的条件により、暴風、洪水、高潮などによる自然災害を受けやすく、過去にも幾度となく災害を経験してきました。また日常生活や社会環境の変化に伴って災害の態様も複雑多様化しています。特に令和2年7月豪雨災害では、最大時間雨量94mm/h、24時間雨量は541.5mmに達し、町内にも甚大な被害をもたらし、町民の生活にも大きな影響を与えました。

これまでに、「津奈木町地域防災計画」に基づく防災体制の充実強化、治山、治水事業の推進など、様々な災害対策事業が進められてきましたが、最近の防災行政を取り巻く環境に対応していくため、今後さらに地域の現況と問題点の点検・把握を絶えず行い、効果的な災害対策事業に努め、災害の防止や被害の軽減を図っていかねばなりません。

令和2年7月豪雨災害を踏まえた具体的な対策としては、ハード面では、最新の気象情報を迅速に収集し、町民に周知する情報通信システム体制の構築強化や町民への情報伝達を迅速化するための防災アプリの導入など検討していきます。高齢者や障がい者なども避難しやすい避難場所の確保や既存施設の耐震化も進め、災害ボランティアの受け入れ体制も強化していきます。山間部の防災対策強化として、治山・治水事業や砂防ダムなどの整備にも取り組んでいきます。

ソフト面では、予測困難な豪雨にも対応できるよう避難基準の見直しや警戒レベルの明確化も必要です。また、関係機関との連携強化や町民参加型の避難行動訓練も実施していきます。令和2年7月豪雨災害の教訓を次世代に伝え、防災教育の充実と防災意識の向上に努めていきます。これらの課題克服と対策実行は、ハード面とソフト面の対策をバランス良く推進することで、津奈木町が災害に強いまちとなるために不可欠です。町民の安全確保と安心できる生活環境の実現に向けて、全力で取り組んでいきます。

#### 【現況と問題点】

本町総面積の約64%は山林であるが、地形的に急傾斜地帯が多く、加えて地質的にくずれ易い土壌が多いため、地すべり、山くずれ、河川の氾濫などの災害発生危険箇所が多く存在しています。このような災害を未然に防止するために、治山・治水事業の推進あるいは砂防ダムの設置、河川改修、落石防護柵の設置等が必要です。また、本町は海岸線が長く総延長20kmにおよぶため、海岸法に基づき維持管理はされているものの、高潮による被害が予想されるため、消波ブロックの設置など高潮対策を実施していく必要があります。

地震防災対策については、地震防災対策特別措置法に基づき、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により甚大な被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、今後対策を検討していく必要があります。



表1 保安林の状況

番号	種類	所在地	面積 (ha)	所有者名
1	公衆の保健	津奈木町大字岩城字城378-2外17箇所	8.07	民有林
2	水源のかん養	〃 大字岩城字大野原1186-81外4箇所	127.21	〃
3	土砂崩壊の防備	〃 大字千代字小別当1464-1外15箇所	2.56	〃
4	土砂流失の防備	〃 大字岩城字二ツ嶽1419外121箇所	131.48	〃
5	落石の危険の防止	〃 大字岩城字陣尾149外15箇所	3.57	〃
6	水源のかん養	〃 大字津奈木字土金	16	国有林
合計		40箇所	288.89	

表2 地区別予想災害発生危険状況

地区名	予想される危険	水系名	災害危険区域 の指定の有無
竹 中	がけ崩れ、山崩れ、家屋の浸水	津奈木川	有
染 竹	がけ崩れ、山崩れ	〃	無
浜 崎	がけ崩れ、家屋の浸水	〃	有
桜 戸	がけ崩れ、家屋の浸水	〃	有
町 中	山崩れ、家屋の浸水	〃	有
新 川	家屋の浸水、高潮	〃	有
古 川	家屋の浸水、高潮	〃	有
大 泊	山崩れ、高潮	大泊川	有
中 尾	がけ崩れ、山崩れ	津奈木川	有
古 中 尾	がけ崩れ、山崩れ	〃	有
倉 谷	山崩れ、家屋の浸水	〃	有
内 野	がけ崩れ、山崩れ	〃	無
上 下 門	がけ崩れ、山崩れ	〃	有
川 内	山崩れ	〃	無
福 浦	山崩れ、高潮	竹迫川	無
平 国 上	山崩れ	平国川	有
平 国 下	山崩れ、高潮	〃	無
日 当	がけ崩れ、山崩れ、高潮	日当川	有
日 添	がけ崩れ、山崩れ、高潮	赤崎川	有
小 津 奈 木	山崩れ	小津奈木川	無
辻	山崩れ		
丸 岡	水防波堤		

表3 砂防指定地域

水系名	溪流名	位置	告示年月日	番号	面積	溪流延長
染竹川	染竹川	津奈木町大字岩城	S31.12.1	1851	5.10ha	1600m
津奈木川	津奈木川	津奈木町大字津奈木 岩城	S41.7.25	2348	11.25ha	2500m
千代川	千代川	津奈木町大字千代	S42.6.5	1741	13.10ha	3500m
千代川	太郎石川	津奈木町大字千代	S42.6.5	1741	1.44ha	800m
千代川	川内川	津奈木町大字千代	S42.6.21	1791	7.30ha	1600m
千代川	清水川	津奈木町大字千代	S42.6.21	1791	5.95ha	1500m
久子川	久子川	津奈木町大字岩城	S42.6.21	1791	4.55ha	1200m
平国川	平国川	津奈木町大字福浜	S47.12.27	2192	4.05ha	1100m
日当川	日当川	津奈木町大字福浜	S47.12.27	2192	2.25ha	700m
永田川	永田川	津奈木町大字福浜	S49.4.30	657	1.80ha	540m
赤崎川	赤崎川	津奈木町大字福浜	S49.4.30	657	5.10ha	1200m
千代川	川内川支川	津奈木町大字千代	S49.4.30	812	0.32ha	
千代川	川内川	津奈木町大字千代	S61.3.17	661	0.43ha	
千代川	川内川支川	津奈木町大字千代	S61.12.26	2003	0.55ha	
久子川	久子川	津奈木町大字岩城	S62.10.29	2102	0.89ha	192m
千代川	芦獄川	津奈木町大字千代	H1.10.11	1735	0.57ha	160m
千代川	芦獄川	津奈木町大字千代	H5.11.24	2210	0.19ha	
津奈木川	深溝川	津奈木町大字津奈木 岩城	H8.12.18	2278	18.93ha	
津奈木川	北谷川	津奈木町大字津奈木	H13.3.16	254	4.46ha	2310m
津奈木川	陣尾川	津奈木町大字岩城	H23.5.18	479	7.21ha	1250m
津奈木川	浜平川	津奈木町大字岩城	H27.5.20	658	2.62ha	140m
津奈木川	大手川	津奈木町大字津奈木	H30.5.22	677	1.33ha	70m

表4-1 急傾斜地（がけ崩れ）危険箇所

位 置		地 形			人家	公共的建物		公共施設			
郡市	町村	大字	箇所名	傾斜度		長さ	高さ	種類	数	種類	数
葦北郡	津奈木町	岩城	町中	45°	350 <sup>m</sup>	30 <sup>m</sup>	22	寺	1	町道	450
			古川	60	150	30	16			県道 町道	50 50
			泊	30	200	20	23			県道 町道	200 150
			大泊	32	700	30	68	公民館	1	県道 町道	700 300
			竹中(1)	30	200	30	7			町道 河川	200 200
			竹中(1)	40	200	30	10			町道 河川	200 200
			染竹(1)	65	200	30	9	小学校	1	県道	200
			染竹(2)	40	400	30	21	公民館	1	県道	400
			浜崎	30	300	30	9	保育園	1	町道	300
			桜戸	45	200	30	17	公民館	1	JR 国道 町道	150 30 200
		福浜	日添	40	700	30	30	漁村 センター	1	県道 町道	300 400
			日当	45	900	30	75			県道 町道	700 800
			塩屋	35	200	30	12			県道 町道	200 200
			平国下(A)	45	250	30	11	小学校	1	県道	250
			平国上	30	600	30	32			町道	1200
			平国下(B)	45	450	30	22	平国会館	1	県道 町道	150 100
			平国下(C)	45	300	12	13			県道	300
			合串(A)	45	200	30	10			町道	200
			合串(B)	45	300	20	14			町道 その他B	300 1
			福浦(A)	34	250	30	23	公民館	1	県道 町道 その他B	50 250 1
			福浦(B)	35	500	30	22			町道 その他B	500 1
			福浦(C)	35	150	30	8			町道 その他B	150 1
			福浦(D)	35	200	30	9			町道 その他B	200 1
			千代	上下門	35	200	20	11			町道
		川内		30	150	30	9			町道	150
		内野		30	250	25	18	寺	1	町道	250
		津奈木	倉谷	30	350	25	21			JR 町道	50 350
			古中尾	40	400	30	20			町道	400
			中尾(1)	30	400	30	23	公民館	1	町道	400
			中尾(2)	30	300	30	17			町道	300

表4-2 急傾斜地（がけ崩れ）危険箇所

位 置			地 形			人家	公共的建物		公共施設		
郡市	町村	大字	箇所名	傾斜度	長さ		高さ	種類	数	種類	数
葦北郡	津奈木町	小津奈木	町原	35	400	30	8			国道	300
			小津奈木	35	450	30	24	公民館	1	JR	400
			石木田	35	200	15	8			国道	400
									町道	300	200

## 【計画の具体的目標と内容】

## ① 治山・治水

- ・ 山腹崩壊・山地災害危険箇所については、計画的な治山事業の推進
- ・ 保安林の機能強化を目的とした、保安林整備事業の実施
- ・ 津奈木川、染竹川、千代川水系に治水及び砂防ダムの設置促進
- ・ 急傾斜地区の落石防護柵の設置促進

## ② 海岸保全

- ・ 海岸・漁港の消波ブロックの設置等による高潮対策とその他危険箇所の改修

## ③ 防災体制及び防災施設の整備強化

- ・ 予想される災害とそれに対処するための住民意識の向上
- ・ 住民参加による防災体制及び災害避難所の確立
- ・ 消防団員の訓練と機械器具、施設等の整備強化と消防、防災活動の充実
- ・ 地域による自主防災会活動推進を目的とした講習会や防災訓練、備品購入等の支援
- ・ 消防団、自主防災組織との連携強化による防災体制の確立
- ・ 災害発生時における津奈木町地域防災計画に基づく災害対策への早急な対応

## 【基本計画実施事業】

- ① 防災無線整備事業
- ② 消防防災施設整備事業
- ③ 自主防災会活動事業
- ④ 治山事業
- ⑤ 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業
- ⑥ 危険ブロック塀等安全確保支援事業
- ⑦ 福浦地区護岸嵩上工事
- ⑧ 浜崎川排水施設改修工事
- ⑨ 久子川河川改修工事
- ⑩ 大坪川河川改修工事
- ⑪ 河川維持管理事業

#### (4) コミュニティ計画

##### 【目指す姿・目標】

少子高齢化や過疎化が進展していることに伴い、以前に比べ集落機能は低下しつつあり、地域コミュニティの活力が失われつつあります。また、近年のコロナ禍やグローバル化の波を受け、住民のライフスタイルも大きく変化してきており、従来の人と人とのつながりや助け合いの精神も希薄になりつつあります。

今後は、地域コミュニティが持つ教育、子育て、防犯などの互助機能や地域おこしの力を再生し、活力にあふれる安全・安心な町づくりを推進するために、地域住民が集い、交流・協働できる『集いの場』を創造するとともに、各種団体の活動や地域コミュニティ機能の再生につながる自発的な取組みを促す仕組みづくりを進めていく必要があります。

##### 【現況と問題点】

本町では、地区公民館活動を中心として、老人クラブや婦人会などの活動が活発に行われてきたが、近年では、少子高齢化や人口減少はもとより、新型コロナウイルス感染拡大による影響などから、「集いの場」が無くなるとともに、地域コミュニティの衰退が見られるようになってきました。今後は、これらの活動を再生し、より活発化させるための体制づくりに取り組むとともに、地域コミュニティの活力再生が町全体に波及するように、支援体制の充実を図る必要があります。

##### 【計画の具体的目標と内容】

- ①地域コミュニティ活動への支援体制の充実・活用促進
  - ・地区公民館活動奨励補助金の活用による公民館活動の推進
- ②集いの場の創造
  - ・町民体育祭やふれあい祭りなど「集いの場」の維持・創造
  - ・地区の伝統行事や新しい地域おこしイベントへの支援体制の確立
- ③コミュニティ施設の整備
  - ・コミュニティ助成事業などを活用した地区活動の推進
  - ・利用しやすいコミュニティ施設の整備
- ④地域コミュニティ活動を支えるリーダーの育成
  - ・持続可能な人材育成プログラムの策定・運用によるリーダーの確保と活用
  - ・人材育成基金事業のより積極的な運用
  - ・各種研修への参加支援やあらゆる機会を活用した人材育成
- ⑤各種団体への多面的支援
  - ・元気づくり補助金等を活用した各種団体の活動支援

##### 【基本計画実施事業】

- ①コミュニティ助成事業
- ②人材育成推進事業
- ③道路愛護作業





### (5) 住宅計画

#### 【目指す姿・目標】

本町は豊かな自然環境に恵まれ、住宅の持ち家率は比較的高い水準となっているが、近年、人口は着実に減少しています。そのため、今後は人口流出を防ぐため、町民が世帯分離をする際の住宅の選択肢を拡大することが必要です。また、近年は町営住宅等の空き家募集に対して入居希望は少ないが、年齢層は若い世代が多いため、子育てしやすい住宅やユニバーサルデザイン化、リフォーム・修繕における公営住宅等の計画的な住環境の整備が必要です。今後は、そのような住宅需要に対応し、町内に暮らす全ての住民が安全で快適に暮らすことができる住環境の整備に官民一体となって取り組むことが必要です。

#### 【現況と問題点】

過疎化や少子高齢化、高速交通網の整備促進に伴う通勤・通学圏の拡大など、今後の住宅需要の動向を考慮して、公営住宅などの計画的な整備を推進する必要があります。また、老朽化した公営住宅等の改修を計画的に実施するとともに、進展する高齢者等に対応するための公営住宅などや民間住宅にユニバーサルデザインを取り入れたゆとりある快適な居住環境を備えた、低廉かつ良質なものとします。

また、一般住宅の空き家が増えてきているため、空き家バンク制度を有効活用し、移住定住の促進を図る必要があります。

公営住宅建設目標

(単位：戸)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
住宅	0	6	0	0	0	0	6

住宅建設指標

区分		基準年次 (令和6年度) A	基準年次 (令和11年度) B	伸長率 B/A
政府施策住宅 (戸)		181	187	103.3
内 訳	公営住宅 (戸)	107	107	100.0
	定住促進住宅 (戸)	74	80	108.1
	その他の住宅 (戸)	0	0	0.0
民間自力住宅 (戸)		10	10	100.0
合計 (戸)		191	197	103.1
宅地造成 (ha)		1.76	1.76	100.0

## 公営住宅建設状況

年 度	区分	団地名 (町営住宅)	戸数	住宅名 (定住促進住宅)	戸数	合 計
昭和47年度				平国	2	2
昭和60年度				染竹	2	2
昭和60年度		浜平	8	浜平	2	10
昭和61年度		赤崎	8	赤崎	1	9
昭和62年度		竹中	10			10
昭和63年度		〃	10			10
平成元年度		〃	10			10
平成2年度		駅前	4			4
平成3年度		平国	6			6
平成9年度		丸岡	9			9
平成10年度		〃	9			9
平成11年度		〃	9			9
平成21年度				あけぼの	60	60
平成22年度		さくら	4			4
平成23年度		〃	6			6
平成24年度				上原	1	1
平成28年度		西迫	4			
平成29年度		〃	4			
令和3年度				松岡	6	6
計			101		74	175

## 【計画の具体的目標と内容】

- ①公営住宅等の長寿命化計画に基づく住環境の整備
  - ・ 居住者・社会的ニーズに対応しながら、効率的かつ計画的な更新
  - ・ 改善や修繕を行い、適切な維持管理を推進
  - ・ 公営住宅などや民間住宅におけるバリアフリー化の推進
  - ・ 多様な世代に対応した住宅の確保
  - ・ カーボンニュートラル実現に向けた取り組み
  - ・ 幅広い年齢層の入居推進のための定住促進住宅の整備
- ②さくら団地の分譲
  - ・ 役場裏個人向け分譲住宅団地「さくら団地」の積極的な分譲事業の実施
  - ・ 町外者等への分譲促進を目的とした魅力ある各種補助制度の確立
  - ・ 民間業者の協力による販売推進
- ③空き家対策の実施
  - ・ 空き家バンクの適切な運用と各種支援策の実施
  - ・ 危険空き家対策の推進

**【基本計画実施事業】**

- ①公営住宅建設建替・改修事業
- ②さくら団地分譲事業
- ③定住促進事業
- ④空き家を活用した移住定住促進事業
- ⑤民間賃貸住宅建設補助金
- ⑥定住促進住宅建設事業・改修事業

## (6) 交通体系計画



### 【目指す姿・目標】

平成28年末に南九州西回り自動車道の津奈木インターチェンジが供用開始となり、各施設の利用者が増加するなど、経済的な効果が生まれています。

今後は、県道改良の推進や生活道路としての町道の計画的な整備等を進めるとともに、老朽化した舗装および橋梁やトンネルの長寿命化に向けた整備を促進し、安全で円滑な交通網の確立を図ります。

### 【現況と問題点】

本町の中央部には、九州新幹線、南九州西回り自動車道、肥薩おれんじ鉄道、国道3号が交差する交通の要衝があり、国道3号を基幹として県道が走っています。また、国道や県道から町道が縦横に走り集落を結んでいます。

今後は、町道の計画的な改良を行うとともに、道路の維持補修等を確実に実施する必要があります。

また、町内にある80の橋梁のうち、老朽化が進んでいるものについては、通行規制や重量制限が発生する恐れがあり、住民生活への影響が懸念されます。今後は、国の示す点検要領による近接目視の点検を5年毎に実施し、計画的な維持修繕を行う必要があります。

### 【計画の具体的目標と内容】

- ①南九州西回り自動車道（芦北出水道路）、八代・天草シーラインの事業促進
- ②県道水俣・田浦線（シーサイドロード）の整備促進
- ③主要町道の整備推進と維持管理の徹底
- ④舗装や橋梁、トンネルの維持修繕
- ⑤サイクルツーリズム推進事業（サイクリングロード）の整備促進

#### 町道整備状況

種別	区分	基準年次（令和4年度）					基準年次（令和11年度）				
		道路	トンネル	橋梁	計	内舗装	道路	トンネル	橋梁	計	内舗装
既設	(本)	210	内1	内80	210	210	212	内1	内80	212	210
	(m)	113,277	132	669	114,078	108,644	114,157	132	669	114,958	109,524
新設	(本)	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
	(m)	0	0	0	0	0	880	0	0	880	880
改良	(本)	0	0	0	0	0	4	0	0	4	4
	(m)	0	0	0	0	0	1,356	0	0	1,356	1,356

### 【基本計画実施事業】

- ① 新設、改良事業
  - 竹中染竹線、町原線、新川中尾線、津奈木工業団地線（仮称）、稗小場線、久子線、平国赤崎線、サイクルツーリズム推進事業
- ② 維持管理事業
  - 町道維持管理事業、町道舗装長寿命化補修事業、道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル）、道路台帳管理システム導入事業

**(7) 環境保全計画****【目指す姿・目標】**

公害や環境汚染の未然防止と地域の環境美化を推進します。また、廃棄物や生活排水の適正処理により、豊かな自然環境を保全するとともに、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を図り、地球環境の保全を図っていきます。

**【現況と問題点】**

本町を含む水俣芦北地域は、環境破壊と健康被害の大きさでは世界に類例のない水俣病を経験した地域です。今後も地域再生に向けた取組みを進めるとともに、水俣病の経験と教訓を発信しながら、公害と環境汚染の未然防止を図り、自然環境の保全に努めていくことが重要です。

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に対しては、国や都道府県、市町村が一体となって取組みを進める必要があります。また、住民や事業所も環境問題を身近なものとして認識し、日々の生活を見直し、環境にやさしい生活スタイルへの転換が求められています。年々増加・多様化するごみへの対策としてリサイクルを強化し、排出量の減量化・再資源化の推進を図り、循環型社会の構築に向けた取組みを進めます。併せて、住民のモラルの向上やごみの不法投棄への監視体制の強化など、総合的な活動により地球環境の保全に貢献していくことが重要です。

水環境の保全については、平成元年から取り組んでいる合併処理浄化槽設置事業を継続し、その普及促進を図る必要があります。

**【計画の具体的目標と内容】****①安全な生活環境の確保と公害防止対策の強化**

企業誘致や公共事業等の実施に当たっては、事前に環境への影響について調査・予測等を行い、環境への悪影響を未然に防止し、生活環境保全に努めます。また、公害の未然防止のため、関係機関との連携を強化し、発生源に対する監視・指導の強化に努めます。

合併処理浄化槽の設置については、水質汚濁等の防止のため、汚水処理人口普及率85%を目標に今後も継続して実施を図ります。

**②豊かな自然環境の保護と循環型社会の構築**

産業活動、経済活動及び日常生活を通じて自然環境に負荷をかけない、地域が一体となった循環型社会の構築を進めます。そのために、資源の再利用・リサイクルを推進し、住民や事業所に対する意識の啓発を図りながら、後世に残せる豊かな自然環境の保護・保全に努めます。

**③廃棄物の適正処理の推進**

町のごみ処理計画に基づき、適正なごみ処理体制の確立に努めるとともに、ごみの分別収集の徹底を図り、より一層ごみの減量化、再資源化を進めます。また、効率的な処理体制を確保するため、既存の中間処理施設（ごみ処理場）一帯の計画的な施設整備を推進します。

**④環境保全の取組みの強化**

住民一人ひとりのモラルの向上を図り、地球環境に配慮した生活スタイルの普及に努め、地球温暖化防止への取組みを進めます。また、地域での美化・清掃事業の推進と、ごみの不法投棄への監視体制の強化を図ります。



生活環境整備指標

(人口：令和5年3月末現在)

区				分	基準年次 A (令和5年度)	基準年次 B (令和11年度)	伸長率 B / A
し尿処理	処理計画人口	C	人	4,292	3,948	92.0	
	収集・処理人口	D	人	4,292	3,948	92.0	
	( ) は合併浄化槽			(3,390)	(3,357)	(99.0)	
	普及率	D / C	%	100.0	100.0	100.0	
( ) は合併浄化槽	(79.0)			(85.0)	(107.7)		
ごみ処理	処理計画人口	E	人	4,292	3,948	92.0	
	収集人口	F	人	4,292	3,948	92.0	
	普及率	F / E	%	100.0	100.0	—	

【基本計画実施事業】

- ①可燃ごみ収集及び生ごみ・不燃物・資源ごみ収集運搬処理等事業
- ②産業廃棄物処分事業
- ③海岸漂着物等地域対策推進事業
- ④合併処理浄化槽設置整備事業

**(8) 生活関連施設計画****【目指す姿・目標】**

本町でも少子高齢化が急激に進展しており、そのような中、住民の安全・安心な生活を実現するためには、集落が本来持っている子育てや教育などの互助機能の再生を図るとともに、住民の生活を支える各種生活関連施設の維持・整備や情報通信・生活交通の確保策等を確実に実行する必要があります。また、本町は長年にわたり「緑と彫刻のあるまちづくり」を進めてきており、公共施設や公園等の整備に際しても緑化に取り組み、癒しの空間づくりに取り組んできました。今後も、緑豊かな潤いとゆとりある快適な生活環境を保持していく必要があります。

**【現況と問題点】**

少子高齢化・過疎化が進む中、全国的に子どもや高齢者を狙った犯罪が多くなっているため、各地区で集落の防犯機能の再点検を進めるとともに、防犯灯など必要な施設の整備・管理を図る必要があります。また、住民への重要な情報伝達手段である有線放送施設については、全体的に老朽化が進んでいるため、計画的な維持補修等が必要です。さらに住民の生活交通の確保については、少子高齢化や輸送資源のひっ迫状況などを見据え、将来にわたる持続可能な公共交通ネットワークのあり方を検討していく必要があります。

また、快適な生活環境を保持するため、道路など公共施設の整備にあたって環境や景観に配慮した工法を積極的に推進するとともに、集落毎に植栽等を推進し地域での緑化が進められる体制づくりについて検討するなど、町全体で潤いある景観づくりに取り組む必要があります。

**【計画の具体的目標と内容】**

## ①防犯灯の設置について

地区からの要望に基づき、設置及び管理を行います。

## ②有線放送施設整備について

町民にとっての重要な通信施設である有線放送については、住民ニーズも高いことから、これまで通り確実な施設の維持管理等に努めます。

## ③生活交通確保維持について

高齢化の進行や運転者等の公共交通に携わる人員不足により移動困難者の増加が懸念されています。今後は限られた輸送資源の中で、幹線公共交通（路線バス・肥薩おれんじ鉄道等）の持続可能性を高め、ネットワークとしての維持を図るとともに、幹線公共交通ネットワークを補完するコミュニティ交通（つなぎタクシー等）の充実を図ります。

## ④光ブロードバンドの活用について

平成28年度に全町に整備された光ブロードバンドの利用促進を図ります。

## ⑤公共施設の緑化や景観対策の推進

公共施設周辺の緑化や、公共事業の際の緑化・景観対策の積極的推進

## ⑥地域での緑化事業の推進

集落毎に緑化事業が進められる体制づくり（活動費助成や優良地区表彰制度等）

**【基本計画実施事業】**

## ①有線放送設置整備事業

## ②防犯灯設置事業

## ③生活交通維持・活性化事業

## ④肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金

## ⑤地域公共交通確保維持対策事業



**(9) 交通安全計画****【目指す姿・目標】**

近年の自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加は著しく、自動車は住民生活に不可欠な存在となっています。人命尊重を基本理念として、安全で快適な交通社会を実現するためには、歩行者、自転車利用者、幼児、高齢者、障がい者等が安心して通行できる道路交通環境の整備と、交通道德に基づいた交通安全意識の向上、被害者救済対策の推進等図っていく必要があります。

**【現況と問題点】**

本町の令和3年3月末の自動車保有台数は2,060台となっています。高齢化率は40%を超え、免許人口の高齢者の割合(令和5年3月末現在水俣署管内36.7%)も急増しています。これに伴い、令和3年度の交通事故の発生件数も増加しています。原因としては、国道での前方不注意や道路横断中の安全確認不足などです。また町道でも、見通しのきかない道路が多く、児童の通学時や自動車離合時等に交通事故が発生しており、今後危険箇所にはガードレールやカーブミラーを設置し、運転者や歩行者に交通ルールの徹底を図りながら、特に子どもや高齢者を交通事故から守る取組みを強化していかなければなりません。

**【計画の具体的目標と内容】****①道路交通環境の整備**

- ・交通安全施設の整備

国道や県道などの主要道路の路肩、法面改良による歩道の整備や人車道の区分、あるいは町内全域にガードレールやカーブミラーの設置を推進

- ・交通環境の整備

道路工事の計画的な実施及び道路不法占用物件の排除、子供の遊び場確保のための児童公園等の整備促進

**②交通安全知識の普及徹底**

- ・交通安全教育の推進

保育園、小学校、中学校における交通安全思想を、児童生徒の発育段階に応じて教育するとともに、高齢者にも交通安全思想の普及啓発を図ります。

- ・広報活動の充実

春・秋の全国交通安全運動のほか、ゴールデンウィーク、雨季、夏季、行楽期、年末年始の時期をとらえて実施する町独自の交通事故防止運動を通じ、正しい交通ルールの実践を習慣づけるとともに、交通安全の広報を継続的に推進します。

**【基本計画実施事業】**

- ①交通安全施設設置事業
- ②町道防草対策整備事業
- ③広域農道防草対策整備事業
- ④広域農道区画線補修事業



道路別事故発生状況（水俣警察署管内）

（交通要覧及び水俣警察署に聞き取り調査）

年	区分	国 道			県 道			町道（市道）			そ の 他			合 計		
		発生 件数	死者 数	負傷 者数												
令和2年	管 内	9	0	17	3	0	5	12	0	12	3	0	3	27	0	37
	津奈木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
令和3年	管 内	19	0	28	2	0	2	7	0	9	3	0	3	31	0	42
	津奈木町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
令和4年	管 内	14	0	18	1	0	1	8	1	8	4	0	4	27	1	31
	津奈木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1

**(10) 保健医療計画****【目指す姿・目標】**

超高齢社会の到来等により、在宅や地域ケアの体制を充実することが急務となっており、地域における保健医療と福祉の連携強化を推進していきます。

また、少子化、核家族化の進行、女性の社会進出等で、子どもを生み育てる環境は大きく変化しており、第2期津奈木町子ども・子育て支援事業計画に沿って関係施策を推進する必要があります。

**【現況と問題点】**

最近の保健衛生を取り巻く環境は、少子高齢化の影響により、疾病構造も大きく変化しています。今後、高齢化がさらに進むと予測されており、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病や認知症等は増加する傾向が続くと考えられます。これら生活習慣病などに対しては、町民一人ひとりが健康づくりや食生活の改善など、健康的な生活習慣を意識するとともに、がん検診や生活習慣病予防のための保健指導や訪問指導などによるサポートを充実させる必要があります。

また、本町においても、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導及び人間ドック、後期高齢者健康診査を実施し、受診率向上を目指すとともに、健康増進法による各種がん検診等受診率向上にも努めていきます。これらの取組みを通じて、疾病の発症・重症化に対する早期発見・早期治療を行い、重症化予防防止対策を強化していく必要があります。

**【計画の具体的目標と内容】**

## ①保健予防対策の推進強化

## (ア)生活習慣病対策

- ・ 特定健診及び各種がん検診の受診率の向上
- ・ 重症化予防事業の実施
- ・ 保健指導及び訪問指導等の実施
- ・ 健康管理事業の強化、充実
- ・ 食生活改善推進員、地域保健推進委員等各種団体と連携

## (イ)伝染病予防及び予防接種

- ・ 新興感染症の蔓延防止
- ・ 法に基づく予防接種の実施
- ・ 予防接種による接種過誤の防止

## (ウ)母子保健対策

- ・ 妊婦及び乳児の健康管理の保健指導及び育児相談（母子手帳交付、妊婦健康診査事業、育児学級、家庭訪問）
- ・ 産婦健康診査助成事業、産後ケア事業、新生児聴覚検査費用助成事業
- ・ 1歳6か月児健診、3歳6か月児健診並びに乳幼児健診の充実
- ・ 乳幼児精神発達相談の充実を図り、専門機関との連携を強化
- ・ 子ども医療費助成事業（新生児から高校3年生まで）
- ・ 不妊治療費助成事業の実施
- ・ 食育事業の推進



(I) 歯科保健対策

- ・ 1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診の歯科健診時に希望者へのフッ化物塗布の実施
- ・ 2歳児歯科検診の実施と希望者へのフッ化物塗布の実施
- ・ 保育園での歯科衛生士によるむし歯予防教室の実施
- ・ 保育園及び小学校・中学校でのフッ素洗口の推進

②保健医療供給体制の整備

町内には、一般医院と歯科医院がありますが、町外の医療機関の利用も多いことから、水俣市芦北郡医師会と連携した取組みを推進していきます。また、町民の救急医療を確保するため、水俣市、葦北郡2町共同で救急医療体制を構築し、適切な機能・役割分担による連携・強化を図ります。

③献血事業の推進強化

年に2回の日本赤十字社の献血車の巡回に併せ、住民の献血に対する、さらなる意識の向上を図ります。

④特定健康診査等の受診率向上

特定健康診査等実施計画に基づいた、国民健康保険被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導及び人間ドックの受診率の向上と啓発強化を図ります。

保健医療に関する指標①

区 分		基礎年次 (令和4年度)	
医療施設	病 院 (個所)	0	
	診 療 所	一般 (個所)	1
		歯 科 (個所)	1
出 生 数 (人)		13	
死 亡 数 (人)		81	
うち 乳児死亡数 (人)		0	

保健医療に関する指標②

各種がん検診		基礎年次 (令和4年度)	(再掲) 国保受診率	
受診率	肺がん検診 (%)	男性	11.3	23.2
		女性	15.2	27.3
	胃がん検診 (%)	男性	13.1	12.4
		女性	12.3	19.7
	大腸がん検診 (%)	男性	11.1	21.0
		女性	16.4	27.0
子宮頸がん検診 (%)	女性	20.5	31.4	
乳がん検診 (%)	女性	29.4	52.6	

※地域保健・健康増進事業報告より

## 保健医療に関する指標③

区 分		基礎年次 (令和4年度) A	目標年次 (令和11年度) B
受診率	特定健診 (%)	52.5	60
医療費	国保医療費(一人当たり) (千円)	36	35

## 【基本計画実施事業】

- ①母子保健事業・むし歯予防対策事業
- ②子ども医療費助成事業・養育医療事業
- ③予防接種事業・結核検診
- ④各種がん検診事業
- ⑤健康管理事業
- ⑥水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業
- ⑦地区組織活動・健康づくり事業
- ⑧地域包括支援センター事業
- ⑨特定健康診査・特定保健指導事業
- ⑩国民健康保険人間ドック助成事業
- ⑪一般介護予防事業

**(11) 社会福祉計画****【目指す姿・目標】**

本町の高齢化は全国平均よりも10年以上早く進んでいる現状にあり、子どもから高齢者まで、健常者も障がい者も、誰もが自己の能力を活かしながら、健康で楽しく暮らせる福祉社会の実現を目指し、「元気で いきいき あんしん つなぎ」を基本理念に各種施策を推進しています。

今後は、必要とするサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化を強化するとともに施設の充実、生活環境の整備、町民組織の活動強化、各種制度への援助など、町民の福祉ニーズに即応できるシステムづくりを進めていきます。

**【現況と問題点】**

高齢者福祉について、本町の高齢化率は、令和5年10月1日現在で44.6%と第9期振興計画策定時の令和5年度予想を2.6%超えており、今後も上昇が見込まれます。

現状の人口推移では、本計画終了年度の令和11年度には、高齢化率は更に上昇することが推測されます。高齢者の増加に伴い、要援護高齢者数や一人暮らし高齢者世帯数も増加しており、高齢者福祉に対するニーズは増大し、多様化しています。行政、社会福祉協議会、民間事業者、NPO、ボランティアグループ等が互いに連携し、地域住民同士が相互に見守り支え合う仕組みづくりを充実させる必要があります。介護保険制度は予防重視型へと移行しており、介護サービスの効率化・適正化を図るとともに、地域包括支援センターを拠点とした地域に根ざした在宅医療・包括ケアのネットワーク構築が必要となっています。高齢者が住みなれた家や地域で心身ともに自立し安心して暮らせるよう、四季彩を利用した健康相談や高齢者の緊急通報システムによる安全対策などと併せ、在宅サービス等を充実させ、多様な地域資源をネットワーク化する必要があります。また、保健・医療・福祉の連携のもとに総合的な福祉サービスの充実に努めます。

児童福祉については、津奈木町子ども・子育て会議を設置し、小・中学校、児童委員等関係機関との連携・協力体制で子育て支援を強化していきます。令和5年度に策定した第3期津奈木町子ども・子育て支援事業計画に基づき、本町の子どもが希望する保育所を利用できるように努めています。また、放課後児童クラブ等地域での支援事業も充実させて行く必要があります。その他、町外の子育て支援事業所等とも連携していきます。

ひとり親対策は、ひとり親家庭の自立促進と生活安定を目的として、ひとり親家庭等医療助成、日常生活支援、母子寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当支給等の事業を実施しています。

本町障害手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者307人、療育手帳所持者64人、精神障害者保健福祉手帳保持者52人(令和5年3月31日現在)で、人口減に伴い減少傾向にあります。障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせる環境を整備するために、自立支援給付(介護給付、訓練給付等)と地域生活支援事業などについて、障がい者が主体的に必要なサービスを選択し、本人らしく暮らせるように、相談支援事業所やサービス事業所等関係機関との会議、研修等を開催し、連携を深めていくことが重要です。

生活保護については、令和5年4月現在で27世帯30名、保護率が6.99%で、手持金の減少等による生活困窮で保護開始になる方に対して、年金や就労収入などの定期収入の増や臨時収入、被保護者の死亡などで保護廃止になる方が多く、微減傾向にあります。

生活困窮者等の対策については、相談業務に併せ、社会福祉協議会が実施する、生活困窮者自立支援事業と連携した対策が必要です。



また、景気の低迷やコロナ禍の影響など複雑な社会状況から、全国的に自らの命を絶つ人たちの数は増加傾向にあり、依然として高い水準で推移しています。本町においては高い水準ではないが、平均的に推移しており、様々な要因により、精神的に追い込まれた人たちや、自殺未遂者、自殺者親族等への支援が必要です。

消費者行政においては、超高齢化社会の到来に加え、近年における感染拡大、大規模災害の発生、物価高騰等により、社会全体に不安が広がっています。特に高齢者を狙った消費生活犯罪等も増加しており、更なる相談体制の強化等が必要となっています。

### 【計画の具体的目標と内容】

#### ①高齢者福祉

- ・介護保険事業の財政安定
- ・各種サービス（包括的支援・介護予防・生活支援・家族介護者支援）の充実
- ・住民ニーズの把握と住民参画
- ・在宅医療・地域包括ケア体制の確立
- ・情報提供と処理体制の充実

表1 高齢者（65歳以上）の人口推計

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人 口 (人)		3,949	3,836	3,760	3,684	3,608	3,532
65歳 以上	人 口 (人)	1,763	1,735	1,714	1,693	1,672	1,651
	高齢化率 (%)	44.6	45.2	45.6	46.0	46.3	46.7

（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口から各年度を推計）

表2-1 介護保険 要介護（支援）認定者の推移（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者総計
平成30年度	62	58	83	60	52	67	34	416
令和元年度	50	67	82	59	48	53	38	397
令和2年度	46	57	89	74	46	65	37	414
令和3年度	50	51	84	85	50	69	44	433
令和4年度	54	47	93	67	58	73	42	434

表2-2 介護保険 要介護（支援）認定者の推計（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者総計
令和5年度	54	43	92	66	59	68	44	426
令和6年度	52	44	94	68	57	71	43	429
令和7年度	52	45	94	66	56	71	41	425
令和8年度	52	46	92	67	54	72	41	424
令和9年度	51	45	91	66	54	71	40	418
令和10年度	51	45	90	64	55	70	40	415

②児童福祉及び青少年育成

- ・ 青少年を取りまく家庭、社会の環境整備
- ・ 健全な遊びや活動のため、総合運動公園、児童遊園地の活用
- ・ 子育てと仕事の両立支援対策のための保育サービス
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 出生祝い金事業
- ・ 保育所等副食費助成事業
- ・ 誕生祝い品玩具贈呈事業（ウッドスタート）
- ・ 安心して子育てのできる地域社会の構築の充実

③障がい者（児）福祉

- ・ 地域における障がい者（児）療育体制の整備
- ・ 障害福祉サービスの充実
- ・ 住宅改造の支援等生活環境の整備
- ・ 日常生活の支援及び福祉制度の周知指導の徹底
- ・ 障がい者（児）への理解の促進と啓発
- ・ 雇用に対する理解の促進
- ・ スポーツ・文化活動の推進
- ・ 地域防災ネットワークの確立
- ・ 身体障害者互助会・精神障害者家族会等への支援

表3 心身障害者手帳所持者の状況 (令和5年3月31日現在)

障害名 手帳名	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	知 的	精 神	計
身体障害者手帳	17人	50人	2人	148人	90人	—	—	307人
療育手帳	—	—	—	—	—	64人	—	64人
精神障害者 保健福祉手帳	—	—	—	—	—	—	52人	52人
合 計	28人	58人	1人	200人	82人	61人	41人	471人

④ひとり親家庭等及び低所得者対策

- ・ ひとり親家庭等医療助成事業
- ・ 生活相談、指導及び資金の貸付
- ・ 低所得者の生活援助及び経済的自立と生活意欲に対する指導

表4 国民健康保険 被保険者の推移

年度	人 口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
平成30年度	4,578	1,259	27.50
令和元年度	4,488	1,230	27.41
令和2年度	4,427	1,197	27.04
令和3年度	4,375	1,182	27.02
令和4年度	4,292	1,148	26.75

表5 国民健康保険 被保険者の将来推計

年度	人 口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
令和5年度	4,062	1,121	27.60
令和6年度	3,949	1,096	27.75
令和7年度	3,836	1,071	27.92
令和8年度	3,760	1,046	27.82
令和9年度	3,684	1,023	27.77

表6 国民健康保険 療養給付費の推移

年度	医療費 (円)	保険者負担額 (円)	対前年比 (%)
平成30年度	754,679,418	545,313,280	98.78
令和元年度	671,157,084	488,720,342	88.93
令和2年度	576,670,474	421,946,754	85.92
令和3年度	623,509,532	457,422,931	108.12
令和4年度	552,823,398	404,311,510	88.66
平均増減率(%)	92.91	93.19	102.38

表7 国民健康保険 療養給付費の将来推計

年度	医療費 (円)	保険者負担額 (円)
令和5年度	539,309,751	395,612,253
令和6年度	526,126,442	387,100,171
令和7年度	513,265,396	378,771,237
令和8年度	500,718,735	370,621,510
令和9年度	488,478,775	362,647,135

表8 国民健康保険 受診率の推移

年度	受診件数 (件)	年間平均 被保険者数(人)	受診率 (%)	対前年比 (%)
平成30年度	27,631	1,259	2,194.68	101.44
令和元年度	27,336	1,230	2,222.44	101.26
令和2年度	25,409	1,197	2,122.72	95.51
令和3年度	25,669	1,182	2,171.66	102.31
令和4年度	24,836	1,148	2,163.41	99.62

表9 国民健康保険 受診率の将来推計

年度	受診件数 (件)	年間平均被保険者数 (人)	受診率 (%)
令和5年度	24,194	1,121	2,158.26
令和6年度	23,569	1,096	2,150.43
令和7年度	22,960	1,071	2,143.75
令和8年度	22,366	1,046	2,138.25
令和9年度	21,788	1,023	2,129.81

表10-1 後期高齢者医療事業  
被保険者の推移

年度	人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
平成30年度	4,578	1,104	24.12
令和元年度	4,488	1,111	24.75
令和2年度	4,427	1,088	24.58
令和3年度	4,375	1,083	24.75
令和4年度	4,292	1,093	25.47

表10-2 後期高齢者医療事業  
被保険者の将来推計

年度	人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
令和5年度	4,062	1,058	26.05
令和6年度	3,949	1,023	25.91
令和7年度	3,836	988	25.76
令和8年度	3,760	992	26.38
令和9年度	3,684	996	27.04

表11 後期高齢者医療事業  
保険者負担の推移

年度	受診件数 (件)	保険者負担額 (円)
平成30年度	34,545	1,200,426,053
令和元年度	34,948	1,204,888,791
令和2年度	34,070	1,160,008,576
令和3年度	34,017	1,199,892,933
令和4年度	33,495	1,236,362,452

表11-2 後期高齢者医療事業  
保険者負担の将来推計

年度	受診件数 (件)	保険者負担額 (円)
令和5年度	33,207	1,225,736,784
令和6年度	32,919	1,215,106,128
令和7年度	32,631	1,204,475,472
令和8年度	32,343	1,193,844,816
令和9年度	32,055	1,183,214,160

⑤消費者行政

- ・ 国県及び関係機関との連携強化による相談・問題解決体制の強化
- ・ 消費生活問題に関する情報発信の強化

**【基本計画実施事業】**

- ①老人福祉事業
- ②地域見守り活動推進事業
- ③誕生祝い品玩具贈呈事業（ウッドスタート）
- ④出生祝い金事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥保育所等副食費助成事業
- ⑦ひとり親家庭等支援事業
- ⑧障がい者（児）福祉事業
- ⑨地域包括支援センター事業【再掲】